

令和4年3月

お客様各位

東京ベイ信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と普通預金規定等の一部改定のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない普通預金等の利用促進と、口座が不正利用されることによる被害を防止するため、一定期間ご利用のない普通預金等の口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただく場合には、下記の一定条件のもと、対象口座をお取り扱いする費用として、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座残高が本手数料未済となる場合には、口座残高の全額（お利息を含みます。）を本手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

「未利用口座」としてのお取扱いは、既にお取引いただいている口座も対象とさせていただきます。

また、これにともない、普通預金等の預金規定を一部改定いたします。

なお、日頃からお預入れ、払戻し、または口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる口座（未利用口座）

- (1) 令和4年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（対象口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もご利用のない普通預金口座（決済用普通預金口座および総合口座を含みます。）と貯蓄預金口座を「未利用口座」としてお取り扱いいたします。

※ 本手数料のご負担は、令和6年10月1日以降になります。

- (2) ただし、以下のいずれか一つにでも該当する場合は、対象外となります。

イ. 口座残高が1万円以上ある場合

ロ. 同一店舗において、定期性預金やお借入等のお取引がある場合

※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座は対象となります。

2. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座の対象となった場合には、事前に文書にてお届けのご住所にご案内いたします。(ご案内が到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。)
- (2) ご案内後、一定期間(3か月)経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(消費税込)の「未利用口座管理手数料」を対象口座から引落しさせていただきます。
なお、ご案内後3か月以内に、再度口座をご利用になるか、ご解約されますと、本手数料はかかりません。
- (3) 引落しさせていただいた本手数料のご返却には応じかねますので、予めご了承ください。
- (4) 翌年以降も未利用状態が続く場合は、未利用口座の対象口座となります。この場合、事前のご案内はいたしません。

3. 口座の自動解約

- (1) 未利用口座の残高が本手数料未満となる場合には、口座残高の全額(お利息を含みます。)を本手数料に充当のうえ、口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) 解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

4. 預金規定の一部改定

本手数料の新設にともない、令和4年10月1日に以下の預金規定を一部改定し、本手数料に関する条項を追加いたします。

改定内容は、当金庫ホームページ「各種規定等のご案内」ページをご覧ください。

- (1) 普通預金規定(決済用普通預金規定)
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 総合口座取引規定(決済用総合口座取引規定)

長期間ご利用のない普通預金等につきましては、ご利用の再開をお願いいたしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては、不正利用防止の観点からご解約をお勧めいたします。

詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以上